

令和3年度愛媛県事業承継計画作成支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 県が行う令和3年度愛媛県事業承継計画作成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）及び令和3年度愛媛県事業承継計画作成支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項で規定する中小企業者をいう。

(対象者)

第3条 令和3年度愛媛県事業承継計画作成支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者（以下「補助対象者」は、別表に定める支援機関の支援を受け、事業承継に取り組む県内に主たる事業所を有する中小企業者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団又は暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業（ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く。）及び同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業
- (3) 県税に未納がある者

(対象事業)

第4条 この支援事業の対象事業は、現経営者から次期後継者への事業承継の具体的な進め方を定める事業承継計画の作成を行うものとする。

(補助対象期間等)

第5条 この支援事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和4年2月28日までの間とし、補助対象経費等は要綱第4条の規定のとおりとする。

(採択基準)

第6条 この支援事業の対象事業は、事業承継の緊急性や地域経済への貢献性等を総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

(補助事業の決定に関する手続き)

第7条 次の各号に掲げる手続きにより補助対象事業を決定するものとする。

- (1) 支援事業による支援を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式1号）に、関係書類を添えて、県に提出する。
- (2) 県は、前号による申込書等の提出があったときは、必要に応じて外部審査委員等で構成する事業評価審査会を開催し、事業の評価に係る意見を徴した後、事業計画の内容等を審査のうえ、補助対象事業の候補事業（以下「対象事業」という。）を決定する。
- (3) 県は、対象事業の決定について、申込者に通知する。
- (4) 申込者は、対象事業について、補助事業の申請をする場合には、交付申請書（要綱第5条に規定する様式第1）を提出する。
- (5) 県は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

公益財団法人えひめ産業振興財団
各商工会
各商工会議所
株式会社伊予銀行
株式会社愛媛銀行
愛媛信用金庫
川之江信用金庫
東予信用金庫
宇和島信用金庫
日本政策金融公庫松山支店